

議案第18号

財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園)についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成31年3月8日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
1 財産の内容			
種類	所 在 地	所 在 地	数 量
土地	米子市皆生温泉三丁目1379番 のうち一部ほか <u>6</u> 筆	米子市皆生温泉三丁目1379番 のうち一部ほか <u>7</u> 筆	<u>17,034.29</u> 平方メートル